

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	200,000 千円
うち社会保障財源交付金	100,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,806,509 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源交付金)	その他
社会福祉費	児童福祉事業	727,151	535,220	3,300	40,541	20,623	127,467
	高齢者福祉事業	46,380	1,875	2,700	7,192	4,820	29,793
	社会福祉事業(障がい者福祉、母子福祉)	484,395	342,121	14,500	100	17,778	109,896
	小 計	1,257,926	879,216	20,500	47,833	43,221	267,156
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	104,714	49,001	0	0	7,758	47,955
	介護保険事業特別会計繰出金	145,742	14,083	0	0	18,334	113,325
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	181,942	40,495	0	0	19,697	121,750
	小 計	432,398	103,579	0	0	45,789	283,030
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	116,185	14,946	7,000	15,323	10,990	67,926
	小 計	116,185	14,946	7,000	15,323	10,990	67,926
合 計		1,806,509	997,741	27,500	63,156	100,000	618,112

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【地方消費税交付金】 消費税10%のうち2.2%が地方消費税(県税)でその1/2が市町村へ交付されます。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。